

STOP 滞納!

催告しても納付していただけない滞納者の方に対しては、**財産の差押(搜索を含む。)**などの滞納処分を行います。

※納付できない特別の事情がある方は必ずご相談ください。



すマ第 14-143 号

11 12 県税・市町村税 月県下一斉 徴収強化月間

徳島県と県内全市町村は、税の公平性を確保し、納税者の信頼を守るため、連携して県下一斉に徴収を強化します。(一部については、10月から先行実施)

徳島県・県内全市町村

【お問い合わせ先】 市税務課納税担当 (市役所 1 階) ☎ 3 2 ・ 3 9 2 8 / F A X 3 3 ・ 3 4 0 1
Mail:nouzei@city.komatsushima.i-tokushima.jp